

(表)

譲渡・相続・合併・分割による開設者の地位の承継届出書

年 月 日

鹿児島市保健所長 殿

届出者 住 所

(法人にあっては)  
その事務所の  
所在地  
氏 名

(法人にあっては)  
その名称及び  
代表者の氏名

年 月 日生

美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所 の 所 在 地	鹿児島市	丁 目	番 号
美 容 所 の 名 称	(電話 - )		
検 査 確 認 済 年 月 日	年 月 日	検 査 確 認 済 証 号	指 令 美 第 号
届 出 の 別 (該当する事項の番号に ○印を付けてください。)	記 載 事 項		
1 譲渡による地位の承継	営業を譲渡した者の住所 (法人にあっては、その 事務所所在地)		
	営業を譲渡した者の氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)		
	譲 渡 の 年 月 日		
2 相続による地位の承継	被 相 続 人 の 住 所		
	被 相 続 人 の 氏 名		
	被 相 続 人 と の 続 柄		
	相 続 開 始 の 年 月 日		
3 合併又は分割による 地 位 の 承 継	合併により消滅した法人 又は分割前の法人の主たる 事務所の所在地		
	合併により消滅した法人 又は分割前の法人の名称 及び代表者の氏名		
	合併又は分割の年月日		

(裏)

添付書類は、次の表の添付書類の欄に記載された書類を1部添付すること。

提出の区分	根拠法令	添付書類
譲渡による地位の承継	省令第20条の2第2項	1 営業の譲渡が行われたことを証する書類 2 定款若しくは寄付行為の写し又は登記事項証明書 (届出者が法人の場合)
	省令第20条の2第3項	3 届出者が外国人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り)
相続による地位の承継	省令第21条第2項	1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
		2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
合併又は分割による地位の承継	省令第22条第2項 省令第22条の2第2項	1 定款又は寄付行為の写し 2 登記事項証明書